令和６年度第２回清瀬市消費生活センター運営委員会議事録

《開催日時》令和７年２月４日(火)
午後２時から３時20分まで
《会　　場》アミュービル４階　会議室

《出席委員》　　敬称略・名簿掲載順

吉田　徹	【学識経験者】
松田　規子	【登録団体代表】
織田　祐輔	【登録団体代表】
土屋　初美	【登録団体代表】
岡野　雄一	【公募による市民代表】
白石　智秀	【公募による市民代表】
猪合　辰弥	【東村山警察署生活安全課長代理】
持原　智興	【清瀬市生涯健幸部介護保険課長】
植田　貴俊	【清瀬市地域振興部長】

《欠席委員》

東野　みどり	【公募による市民代表】
大島　伸二	【清瀬市教育部参事】
池本　博恵	【清瀬市消費生活センター相談員】

《事 務局》

清水　敬志	【市民協働課長】
相良　勝仁	【消費生活係長】

【事務局】　おはようございます。
それでは、定刻となりましたので、「令和６年度第２回清瀬市消費生活センター運営委員会を開催いたします。
市民協働課長の清水と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。
まずは議事に入る前に委員の交代がございましたので、後任の委員に自己紹介をお願いしたいと思います。
それでは、東村山警察署生活安全課の猪合委員、よろしくお願いいたします。

――　自己紹介　――

【事務局】　ありがとうございました。
それでは事前にお配りした資料の確認をさせていただきます。
まず、会議の「次第」、次に「委員名簿」、次に資料１「令和６年度上半期清瀬市消費生活センター事業実績について」、次に資料２「令和７年度清瀬市消費生活センター事業計画」、次に資料３「リサイクル情報の提供「さしあげます・ゆずってください」について」の以上５点となります。お手元に無い方がいらっしゃいましたらお申し出下さい。よろしいでしょうか。
今回の委員会では、令和６年度上半期の事業実績をご覧頂いたうえで、令和７年度の事業についてご意見やご提案を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
では、委員長に進行をお渡しします。
委員長よろしくお願いいたします。

【委員長】　それでは、次第に従い進行させていただきます。
議題１　令和６年度上半期事業実績について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】　では、議題１の令和６年度上半期事業実績についての説明をいたします。
お手元の資料１「令和６年度上半期清瀬市消費生活センター事業実績について」をご覧ください。
まず１ページの「消費生活相談」です。
市民と事業者の間での契約トラブルについて、市民からの相談を受け、民法や特定商取引法など関係例規に則り、支払

金の還付や契約解除などといった被害救済を主に行っています。直近 3 カ年上半期の受付件数は令和 6 年度が 325 件、令和 5 年度が 326 件、令和 4 年度が 320 件でほぼ横ばいとなっています。

次の「消費生活講座」では、日常生活を送るなかで知っておきたい事や備えておきたい事をテーマに、専門の講師を招いて市民向けの講座を実施しています。令和 6 年度上半期の実績は 6 月から 9 月まで、月に 1 度、計 4 回開催していて、そのうち 8 月に夏休み子ども講座を開催し、他の 3 回については主に高齢者を対象とした終活講座を開催しました。参加人数は子ども講座が 8 名、終活講座がそれぞれ 20 名程度でした。

2 ページに移りまして、「リサイクル情報の提供」（さしあげます・ゆずってください）です。

こちらは、生活用品の再活用情報の提供として、使わなくなった生活用品について、市民から寄せられたゆずりたい物と、ゆずって欲しい物の情報を市報とホームページに掲載して、それぞれに応募があった場合は当事者間で連絡を取ってもらい、直接受け渡しをするというものです。直近 3 カ年上半期の実績は、令和 6 年度でさしあげますの市報掲載が 5 件、うち 2 件が成立。ゆずってくださいが掲載 1 件で成立 0 件。令和 5 年度はさしあげますの掲載が 16 件、うち 7 件が成立。ゆずってくださいの掲載が 8 件、うち 3 件が成立。令和 4 年度のさしあげますの掲載が 24 件、うち 10 件が成立。ゆずってくださいの掲載が 7 件、うち 1 件が成立となっていて、年々減少傾向にあります。

次の「出前講座」ですが、こちらは市内の自治会などからの依頼により消費生活相談員が依頼先に出向き、消費者トラブル防止のための講座を実施しています。依頼の申込みは生涯学習スポーツ課が窓口となっている「きよせ出前講座」のメニューから行います。直近 3 カ年上半期の実績は令和 6 年度・令和５年度にそれぞれ 1 回、令和 4 年度は 1 件の依頼に対して 2 回実施しています。

次に、広報誌「ちえのわ」の発行です。消費生活センターの広報誌として、事業の周知や消費者トラブルなどについての特集記事を掲載していて、令和 6 年度の上半期も 6 月に 2,000 部を発行し、9 月には「高齢者特集号」として 36,600 部を市内全戸配布しています。

次に「消費生活相談の現場から」の市報掲載についてです

が、こちらは市報の毎月 1 日号に相談の事例と対処法を掲載し、被害防止のための注意喚起と相談窓口の周知を行っているものです。令和 6 年度上半期についても、「ネット販売の定期購入トラブル」など実際に窓口に寄せられた相談から案件を選び掲載しました。

次に「自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」ですが、こちらの事業は、自動通話録音機能の付いた電話機の普及を通して、高齢者の消費者被害防止を図ることを目的として行っている事業で、対象者は 65 歳以上の市民と同居者、補助額は機器購入費の４分の３で、上限額は１万円となっています。令和５年度より実施した事業で、令和６年度の上半期は 45 件、令和 5 年度の上半期は 30 件の申請がありました。

次に 4 ページの「グループ活動室の利用提供」です。

こちらは、センターに登録している消費者団体の活動の場として会議室 1 室を無償で利用提供しているもので、直近 3 カ年上半期の実績は、令和 6 年度が 89 件 583 人の利用で稼働率は 24.4%、令和 5 年度が 97 件 734 人の利用で稼働率が 30.1%、令和 4 年度が 90 件 627 人の利用で稼働率が 30.3%でした。説明は以上です。

【委員長】　議題 1 の「令和 6 年度上半期事業実績について」の説明が事務局よりありましたが、これについてご意見等はありますか。

【委　員】　1 ページの消費生活相談ですが、受けた相談内容にはどんなものがあったでしょうか。

【事務局】　例えばですが、インターネットで商品を購入した際の定期購入の相談や、業者が自宅を訪問して来て、屋根瓦の工事ですとか給湯器の取替え工事などの契約を迫ってくる訪問勧誘の相談が多いです。

【委　員】　オレオレ詐欺などの相談はありますか。

【事務局】　最近はオレオレ詐欺や振込詐欺の相談はあまりないですが、投資まがい詐欺などの支払い窓口にコンビニが使われている点は変わらずにあります。

【委員長】　他にありますでしょうか。

【委　員】　4ページのグループ活動室の利用状況ですが、移転後も会議室の確保は出来ているのでしょうか。

【事務局】　会議室を一部屋確保しています。移転前との違いは、月曜日の夜間に使用出来ない点がありますが、駅からの距離が近くなったのと、日曜日も利用出来るようになったということはあります。利用状況は変わらずにある状況です。

【委　員】　登録団体は何団体くらいあるのでしょうか。

【事務局】　昨年度 14 団体あったところですが、「手作りハムの会」が昨年度末で活動を廃止して、現在は13団体となっています。

【委員長】　他にはどうでしょうか。

【委　員】　出前講座は、上半期に 1 件ということですが、今年度は今のところ1件の状態でしょうか。

【事務局】　今のところ 1 件となってますが、例年ですと市内の自治会からの依頼が年度末近くにあるので、今後増えることは十分に考えられます。

【委　員】　消費生活講座の受講者数は、大体20人ぐらいで落ち着いてるようですが、頭打ちの状態でしょうか。

【事務局】　旧センターの会議室では定員40名のところ、コロナ禍の状況もあって半数の20名程度で募集をしていたのですが、移転後はこの会議室を使用していて定員が増えた事もあって30名から35名程度で募集をしています。

【委　員】　6月と7月の講座は同じ内容のものですか。

【事務局】　講師は同じ方ですが、講座の内容を変えていただいてます。

【委員長】　他にご質問等ありますでしょうか。

【委員長】　それでは、議題2「令和7年度事業計画及び予算について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】 議題２の「令和７年度事業計画及び予算について」の説明をいたします。

お手元の資料２「令和７年度清瀬市消費生活センター事業計画」をご覧ください。

１ページ目１番の予算についてですが、令和７年度の予算額については、予算要求の金額とさせて頂いてますのでご了承ください。

事業費の総額は4,084,000円で、令和６年度と比較して800,000円程増額しています。

主な内訳として、消費生活講座の講師謝礼などで210,000円、啓発グッズ購入などの消耗品費が710,000万円、広報誌「ちえのわ」や「消費生活相談事例集」などの印刷費が629,000円、消費生活相談のアドバイザー弁護士の委託契約が264,000円、「ちえのわ」全戸配布の配布料が、284,000円、PIO-NETシステム用の端末購入費が632,000円、登録消費者団体連絡会への補助金と自動通話録音機能付電話機等購入費補助金が1,025,000円となっています。

このうち、PIO-NETシステム用端末購入費の632,000円については、現在国が行っているシステム用端末の無償貸与が終了することによる端末購入費で、事業費の主な増額理由となっています。

次に２番の事業内容に移ります。

「消費生活相談」ですが、こちらは従来どおり相談時間が月曜から金曜までの10時から12時までと13時から16時まで、受付方法は来所または電話での受付としています。

次の「消費生活講座」ですが、

令和７年度の講座につきましては、令和６年度と同様に年10回程度の開催を予定しておりますが、内容については未定で、予算額は講師謝礼として120,000円を要求しています。

次の「出前講座」についてですが、こちらは市内の自治会などからの依頼があった際にその都度実施をして参ります。

次に「広報誌「ちえのわ」の発行ですが、令和７年度は、６月・12月・３月に自治会や公共機関宛に2,000部、９月に「高齢者見守り特集号」として37,000部市内全戸配布する予定で、予算額は、印刷製本費が276,000円、全戸配布の委託費が284,000円で要求をしています。

次のページに移ります。

「相談員の講師派遣」は、地域包括支援センターからの依

頼により、清瀬市高齢者ふれあいネットワーク事業とし１０月頃に実施予定としています。
　内容については介護保険課地域包括ケア係と調整していきます。
　次の「消費生活相談事例集」の発行は、例年どおり 300 部を 3 月に発行予定としていて、令和 7 年度中に受けた相談の中から事例を選び掲載します。予算額は 199,000 円要求しています。

　次の「自動通話録音機能付電話機等購入費補助金」は、65 歳以上の市民を対象に自動通話録音機能付の電話機や自動通話録音機を購入した際の費用の一部を補助するもので、補助額は購入費の４分の３で上限額は 10,000 円。予算額は 1,000,000 円を要求しています。
　次に、第 46 回清瀬市消費生活展ですが、今年度は 11 月 8 日（土）にアミューホールにて開催を予定しています。
テーマや内容については今のところ未定で、今後、登録消費者団体と調整していきます。
　次に「清瀬くらしのハンドブック」の発行については、例年通り 500 部を消費生活展の開催時期に合わせて発行する予定となっていて、予算額は印刷製本費を 100,000 円要求しています。
　次に、「グループ活動室の利用提供」については、令和 6 年度と同様に、年末年始以外の火曜から日曜と祝日以外の月曜日について、利用時間を午前・午後・夜間に区切って提供していきます。
　令和 7 年度の事業計画については以上となります。

　次に資料 3「リサイクル情報の提供「さしあげます・ゆずってください」について」をご覧下さい。
　こちらの事業では、現在、事業の廃止を検討しているところでして、今回の運営委員会においては、委員の皆様に状況を説明したうえで、ご意見を頂けたらと考えております。
　では、資料の説明をいたします。
　1 番の事業内容です。
　この事業は、市民から寄せられた「ゆずりたい物」と「ゆずって欲しい物」の情報を市報とホームページに掲載し、応募があった場合に当事者間で連絡を取りあって物品の受け渡しをするというものです。

次に2番の事業の目的です。

生活用品の再利用を促すことで、資源の有効活用を図り、省エネルギーや環境保護の一助とすると共に、事業自体を周知することで、市民の意識向上を図ることを目的としています。

次に3番の実績の推移ですが、こちらでは平成23年度から令和6年度12月までの実績を示していて、左側の表では各年度の応募件数と成立した件数、右側のグラフでは、応募件数を棒グラフ、そのうち成立した件数を折れ線グラフで示しています。

この表とグラフをご覧頂くと、平成30年度辺りから、さしあげます・ゆずってくださいの双方で応募件数も成立件数も減少しているのが分かります。特に「ゆずってください」については令和元年以降の応募が年に数件、そのうち成立しているものはごく僅かとなっています。

次に4番の事業の問題点についてですが、この事業を行ううえでの問題点として、

一つ目に、対象物品の受け渡し方法などについて、当事者間で直接やり取りをしてもらう都合上、掲載希望者の名前と電話番号を応募者へ伝える必要があり、伝えた情報が他へ流用されるなどの懸念がある。

二つ目に、この数年来、受付件数が減少しており事業の需要が減ってきている。といったことが有ります。

以上が、この事業の状況説明となりますが、そのうえで、5番の検討事項として、現在、事業の廃止について検討を行っているところで、その理由としては、現在の社会では個人情報に対する意識が高まっており、従来通りの方法で事業を行う事に問題が生じていることや、近年ではリサイクルショップやフリーマーケットサイトの人気・需要が高まっていて広く一般に利用されている。このような状況から、既に生活用品などのリユースに対する意識が市民の中に定着していると思われ、消費生活行政の役割である「市民への啓発」という観点では事業の役目を果たしており、今後も事業を継続していく必要が無くなったと考えられます。説明は以上となります。

【委員長】　議題2の「令和7年度事業計画及び予算について」事務局より説明がありましたが、これについてご意見等はありま

か。

【委　員】　例えば介護など保健の分野をテーマとした消費生活講座を企画するのであれば、登録団体の西都保健生協で協力出来る事があると思いますので、是非検討してみて下さい。

【事務局】　ありがとうございます。

【委　員】　以前に西都保健生協さんに脳トレの講座をやってもらったことがあるのですが、講師の方もとても上手で楽しい講座でした。登録団体を介して講師を紹介してもらってもいいのではないかと思いました。

【委　員】　運動トレーナーだとか、訪問介護をしている看護師やヘルパーとか、いろんな分野の方がいらっしゃるので、相談してみても良いかなと思います。

【委員長】　「さしあげます・ゆずってください」の廃止検討についてはどうでしょうか。

【委　員】　時代なのかなあと思います。若い方だとフリマサイトでモノを買って、使い終わったらまたそれを売って、というふうに上手なやり方をしてるんですよね。今までこの事業でトラブルは無かったと思いますが、これだけ件数が少ないと需要が無いのかなと思う。ただ、生活用品のリサイクルについての情報として、例えば登録団体の活動など紹介できる状況にはしておいて欲しいと思います。

【委　員】　登録団体の活動でお茶碗リサイクルを長年やって来ています。当初は自分達だけで活動をしていましたが、集めた食器を保管する場所が必要なのと、リサイクル会場との間の運搬に量力が必要なので、保管場所の確保と運搬を市にお願いして、協力事業としてやってきています。

　これもリサイクルの一環ですので、出来れば市の事業として、例えば市役所のロビーの一角を借りて行ったり、食器類以外にも扱う様にするなどして、市が行う意義が有るような形を選んで継続的・発展的にゴミ減量と環境保護の啓発を兼ねてやっていくことを考えられればいいなと思います。

【委員長】　事務局からコメントはありますか。

【事務局】　登録団体や市民団体が行っている活動を紹介する冊子は既に有りますが、消費生活センターとしても情報発信出来る立場ですので、リサイクルに関しての情報発信を積極的にして行きたいと思います。

【委員長】　他にご質問等ありますでしょうか。
　では次に、議題３　その他（1）について
　東村山警察署生活安全課猪合課長代理より東村山管内における消費者被害の現状等についての情報提供をお願いいたします。

【委　員】　資料をお配りさせていただいております。
　東村山警察からは、悪質リフォーム業者と特殊詐欺被害の 2 点についてお話しさせていただきます。
　まず、悪質リフォーム業者の関係なんですけれども、こちらはマンガで分かり易く書かれています。業者が訪問して来てなかなか帰ってくれないなどの通報が増えています。当然、中にはキチンとした営業で回っている業者もあるんですが、心配なのは悪質な訪問業者は例えばこのマンガにもありますが、屋根の瓦をわざわざ叩き割って修理をさせるようなことがありますので、身の回りの方々にも周知をしていただくようにお願いいたします。有効な対策としては、インターフォン越しに会話をした際に、会話を録音させてもらうことを伝えると、悪質な業者はそれを嫌がるので帰らせることが出来ます。
　次に特殊詐欺についてお話しさせていただきます。
令和 6 年度の被害件数は暫定値で全国で 3,500 件程で、昨年度より 600 件程増えています。東村山警察署管内ですと 62 件で昨年より 20 件程減っていますが、被害額では 630 万円程増えています。
　それから、国際電話の利用休止手続きの用紙をお配りしてます。特殊詐欺の被害のほとんどが海外からのアポ電があったうえで被害にあっています。犯行グループは海外にアジトを持っていてそこから電話を掛けて来ます。
　そこで警察からお願いしているのが、際電話の利用休止なんですが、これは NTT が無料で行っているサービスで、申込書の記入も簡単ですので是非活用して下さい。受付は郵送で

も、近くの交番や警察署でも行ってますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【委員長】　ありがとうございまいた。
何かご質問等はございますか。

【委　員】　他の方に教える際には、申込用紙をコピーして使っても大丈夫でしょうか。

【委　員】　はい大丈夫です。記入も簡単な内容ですし、印鑑が無くても手書きの名前に丸をしてもらえれば大丈夫です。一度利用停止した後に復旧も出来ます。

【委　員】　携帯電話でも出来ますか。

【委　員】　キャリアにもよります。このサービスは NTT が無料で行っているものなのでお勧めしているのですが、基本的には固定電話を対象としています。携帯電話については各キャリアにご相談いただく様になります。

【委　員】　今は携帯に着信があったものを、個別に着信拒否にしてます。

【委　員】　相手もいろんな番号で掛けて来るので、対応が対応が難しいですね。
　あと、強盗などの犯罪グループはリストをもとに電話を掛けて来るので、こういった設定を地域全体で出来ていると、その地域にはリスクを感じて、電話を掛けて来なくなる可能性があると思います。
　それと、パソコンを使っている時に、いきなり画面にウイルス感染したと表示が出て、解除するには〇〇ギフトで入金が必要だと言われ、それに従いコンビニでギフトカードを買って入金してしまう詐欺被害が増えています。パソコンの画面にウイルス感染したと警告が出た場合は詐欺を疑って下さい。

【委　員】　私の身近な人で、普段は冷静な人なんですけど、警告画面を見て焦ってしまってコンビニへ駆け込んだ時に、店員さんに声を掛けられて助かったことがありました。

【委　員】　警察でもコンビニへ協力を仰いでいるところで、これは事前に手口を知っていれば防げるケースですので、是非、身の回りの方への周知にご協力いただければと思います。

【委員長】　他にご質問などありましでしょうか。

【委　員】　登録消費者団体連絡会の会議の中で出た意見ですが、アミュービル入口に向かって右側に作った看板には「市民協働プラザ」と「清瀬商工会」、「ハローワーク　就職情報室」としか表記されてなく、消費生活センターや生涯学習センターの表記がない。

イベントなどで訪れる方は多いと思うので、分かり易い看板の設置をしてもらいたいという要望を預かってきました。

【事務局】　令和５年４月から生涯学習センターと男女共同参画センター、消費生活センターを合わせて市民協働プラザとして運営しておりまして、先月、市民協働プラザの看板を設置し、市民の皆様へ市民協働プラザという名称を周知しているところです。

公共施設の景観上の制約があるため、消費生活センターに御用の方も、市民協働プラザの看板を目印にお越しいただきたいと考えております。

【委員長】　旧消費生活センターの建物の進捗状況はどうでしょうか。

【事務局】　旧消費生活センターの建物については、総務部へ移管して売却を視野に入れて検討しているところです。

【委　員】　市民活動センターの登録団体が月曜日に部屋を使いたい場合は使えるでしょうか。

【事務局】　月に一度の定期清掃日以外であれば 17 時まで使えます。

【委　員】　公共施設予約システムがキャッシュレス化すると市報に出ていましたが、現金も今まで通り使えるのでしょうか。

【事務局】　ご利用になる施設でなら現金でお支払い頂けます。

【委員長】　ありがとうございまいた。
他にご質問等ありますでしょうか。
無いようでしたら事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局】　今年度の委員会は今回で終了となります。今年度当初に委員の改選をさせていただきましたので、皆さんの任期はあと 1 年御座います。来年度も委員会を 2 回開催する予定としています。
次回の運営委員会は、7 月から 8 月頃を予定しております。日程が決まり次第通知をお送り致しますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【委員長】　他にありますでしょうか。
特にないようでしたら、本日の議題がすべて終わりましたのでこれをもちまして、閉会とさせていただきます。
本日は、ありがとうございました。